■施設使用料減免規則に係る事例

　※減免規定を適用する場合は、原則として次の項目の中での対応を図ります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　　　分 | 免　徐 | 減額（1/2） |
| 町又は町の執行機関が主催し、又は共催する事業で使用する場合【ただし、大会当日に限る。】　　　　　　　　　※協賛、後援は対象外とする。 | ○ |  |
| 町内の公共的団体等が公共目的で使用する場合　地域振興や教育振興等のために活動する団体の連合体がその活動に使用する場合【区長会、PTA連合会、体育協会、文化協会、女性の会、老人ｸﾗﾌﾞ連合会、消防団、交通安全協会、NPO法人等】がその目的の活動に使用する場合 | ○ |  |
| 公共的団体等が主催者となって住民福祉の増進のため、広く町民を対象とした大会、講習会等で使用する場合【単位協会、区等が主催する町民○○大会、区民○○大会、○○作り講習会等で使用する場合】 | ○ |  |
| 町内の保育所、小学校及び中学校が保育又は教育目的で使用する場合 | ○ |  |
| 町内の青少年活動団体が中学生以下の健全育成を目的として使用する場合　【PTA、子供会、ｼﾞｭﾆｱｽﾎﾟｰﾂｸﾗﾌﾞ等が行う活動】 | ○ |  |
| 町内の福祉団体がボランティアその他の福祉活動で使用する場合【民生児童委員協議会、健康づくり推進員、食生活改善推進員、音訳ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ等】 | ○ |  |
| 町内の公共的団体等が公共目的以外で使用する場合 |  |  |
|  | 体育協会や文化協会に加盟する単位協会等が団体独自の活動で使用する場合 |  | ○ |
| 老人会が会員の親睦を図る理由でｸﾞﾗｳﾝﾄﾞｺﾞﾙﾌ大会で使用する場合 |  | ○ |
| 商工会や農協等が会員のための講習会や講演会等で使用する場合 |  | ○ |
| 区　　　　　　　分 | 免　徐 | 減額（1/2） |
| 町内の高等学校が授業、行事又は部活動で施設を使用する場合 |  | ○ |
| 障害者基本法に規定する障害者で、療育手帳、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの（介護人含む。）が個人で使用する場合 |  | ○ |
| 町長又は教育委員会が必要と認めた場合 | 町長又は教育委員会の決裁事項 |
| 【備　考】「公共的団体等」とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会、社会福祉協議会、教育団体、青年団、女性の会、文化団体、スポーツ団体等公共的な活動を営むすべての団体をいう。 |

※なお、統一基準によることが困難である場合、負担の公平性や利用者との

　関係などを考慮のうえ、施設ごとに設定する場合もあります。